

2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)
3. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、8番の津村委員と9番の山本職務代理でお願いします。
4. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和4年2月10日から3月8日までの行事等についてです。まず2月10日ですが、第11回農業委員会定例会を開催しました。16日に、農林水産省ガイドライン通知に係る緊急説明会が鳥取市で開催されました。3月4日には、第11回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。そしてこの1ヶ月間で、利用権設定等申出書を7件、非農地証明申請書を1件、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書を1件受理しました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
	会 長	報告第2号、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第2号、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告についてです。 届出に係る農地は若桜町大字屋堂羅の田4筆と畑1筆で、5筆の合計面積は2,705㎡ですが、転用面積の合計は1,355㎡です。申請者及び請負業者は八頭町久能寺にあります岡島建設有限公司となっております。工事名は屋堂羅川砂防災害復旧工事、転用目的は工事用仮設道路、転用期間は令和4年3月11日から令和5年3月31日までで、これは農地への復元期間を含めます。工事完了後は転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るとのことです。

5. 付議事項

会 長 担当委員から、何かありますか。

伊井野委員 田と道路との下がえぐられた所を直す工事です。だから、いつ落ちてもいいように、必要な工事用の道路にするとのこと。目標は半年でしたけれども、今はものすごい雪で、約1メートルありますので、それで調整して、それ以上かかると困るので、期間を長めに設定されました。

会 長 転用面積は、道路だからいいのですが、その後に耕作に支障が出るということはありませんか。

伊井野委員 道路として使用するというのがこの面積で、その整備の範囲内で、基本的には田を全部貸したということで、見ていただいていいと思います。

会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (意見等なし)

会 長 付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

1件目の申請に係る農地は大字若桜の田3筆。3筆の合計面積は3,683㎡です。農振区分は3筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は岡山県岡山市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字高野の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

伊井野委員

貸付人は岡山県に住んでおられて、実質的には〇〇〇〇が、代わりに耕作しておられます。今まで5年で設定しておられましたが、今回、期限が迫ったということで、今度は10年で設定することです。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

2件目と3件目を一括で説明します。

2件目の申請に係る農地は大字大炊の田2筆。4筆の合計面積は1,923㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字大炊の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字岸野の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

3件目の申請に係る農地は大字大炊の田4筆。4筆の合計面積は4,688㎡です。農振区分は4筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字大炊の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字岸野の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

藪田委員

2件とも再設定でして、3軒に確認しましたところ、間違いはないということでした。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 （異議等なし）

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 4件目の申請に係る農地は大字須澄の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,200㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字須澄の〇〇〇〇、借受人は鳥取市の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

津村委員 借受人は鳥取市内のお住まいですけれども、鳥取市のほうから土日に若桜町に通って管理しているということです。普段の水の管理は、近所の人をお願いしているとのことで、特に耕作をするうえでは問題ないようです。今回は再設定ということで、これまでと同じ形でやっていきますので、問題ないと思います。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 （異議等なし）

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 5 件目の申請に係る農地は大字中原の農地 1 筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は 1, 5 2 9 m²、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字中原の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字中原の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は 3 年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たすと考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

西山委員 私が代わりに調査をしました。現地は雪が多く見ることはできませんでしたが、借受人と貸付人に確認をしました。再設定ということで、特に問題ないと思います。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 (異議等なし)

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 6 件目の申請に係る農地は大字赤松の農地 1 筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は 1, 5 2 2 m²、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字来見野の〇〇〇〇、借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構となっております。利用目的は田で、設定期間は 1 0 年、貸借種別は賃貸借で、1 0 アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たすと考えられます。なお、議案第 2 号の農用地利用配分計画案ですが、この 6 件目に係る審議案件ですので、続けて説明します。

議案第 2 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求めます。

農用地利用集積計画案に係る農地は大字赤松の農地 1 筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振

区分は農用地区域内、面積は1, 522㎡です。権利の設定を受ける者は、若桜町の農業法人となっております。契約期間は10年、10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。既に利用配分を受けている法人形態の耕作者に新たな農地を配分するため、事業の種類等の項目の記載を省略できるものとなっております。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

職務代理 貸付人は、この田1筆だけを耕作しております。所有農地は、赤松にも来見野にもありますけれども、耕作放棄地になっています。今回、農地中間管理機構に出したいということですが、コンバインが壊れて新しいものを買えないですし、どこかに作ってもらいたいという話があったものでして、農業法人が受けている区域内ですし、農地中間管理機構に出して、農業法人が農地中間管理機構に頼まれるという形をとるということです。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。
今はどのくらいの耕作面積になりますか。

職務代理 そばを作っている所を合わせますと、約8ヘクタールです。なお、あの区域を耕作しないという人がいれば、なんとかしなければならぬと思って、耕作してくださる新しい人を組合員にしなければと思っています。

会 長 ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委 員 (異議等なし)

会 長 それでは、農用地利用配分計画案と併せて申請どおり決定します。
議案第3号、非農地証明申請について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第3号、非農地証明申請について、農業委員会の議決を求めます。

申請に係る農地は大字須澄の3筆。3筆の合計面積は434㎡です。農振区分は3筆と農用地区域外、都市計画区分は3筆とも計画区域外です。申請者は鳥取市の〇〇〇〇となっております。非農地の事由としましては、2筆については、昭和49年頃に住宅を建築し、現在も住宅の敷地として利用しているというものでして、残り1筆は、約15年前から20年近く空き家であり、畑を耕す者がいない状態となっており、今後も農地として利用しないというものです。

会長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

津村委員

行政書士に連絡をとり、確認をしました。今回、相続人代表の方から話を伺ったのですが、所有者名義の方が亡くなった関係で遺産相続の話が出たり、土地を売るという話が出てくるかもしれませんが、不動産の捜査をしてほしいということで、依頼があったそうです。依頼を受けて登記事項証明を発行していただいたところ、転用されていないことがわかり、今回の非農地証明申請を出したということでした。昭和49年頃に、農地転用の手続きをしないまま住宅を建築し、そのまま使用している状況です。本来、農地転用の手続きを経ってから住宅を建てるべきということですが、既に宅地として利用しているので、いまなら農地転用の手続きをするのは難しいため、非農地証明申請をしたということです。鳥取県の非農地対象とする土地の基準の1つ、人為的な改廃地で転用の事実から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき認可を受けている、または受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないということにあたる土地に該当するというので、承認せざるを得ないと思います。

会長

この件について、質問、意見等はありませんか。
相続人の1人から申請があったということですがけれども、何人も相続人がいるのですか。

津村委員

そこまでは確認していませんでした。

会長

相続人代表として、申請しているということですね。

事務局

はい。

会長

登記簿が農地のままの2筆は20年以上住宅が建っているのだから証明してよい、残り1筆は現況も原野として取り扱うということで、よろしいですか。

委員

(異議等なし)

会長

それでは、申請どおり決定します。

議案第4号、令和3年度の目標と活動の点検・強化(案)及び令和4年度の最適化活動の目標等(案)について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第4号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和4年度の最適化活動の目標等(案)の決定について、農業委員会の議決を求めます。

農業委員会等に関する法律に掲げられる農業委員会の事務の中に、農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の作成という項目があります。前回の定例会で案を示しましたが、今回までに方針の変更がありました。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案については、令和3年度分に限り方針の変更点はなく、前回に出したものと同一ものとしております。

しかし、以前は令和4年度の目標の達成に向けた活動計画の案だったものが、最適化活動の目標の設定等の案に変わっております。様式における変更点としまして、権利移動の面積の平均や、新規参入者への貸付農地面積の実績、農業委員会及び農地利用最適化推進の活動日数と、活動強化期間の取組内容、新規参入者相談会参加という項目が追加されました。さらに、農地利用推進委員等の担当区域ごとの目標設定をする新たな様式も追加されました。目標の達成に向けた活動の点検・評価も、翌年度以降は、今のものが農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況の公表という名目になり、目標の設定等の分と同じく、権利移動面積の平均、新規参入者への貸付農地面積の実績、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動日数、活動強化期間の取組内容、新規参入者相談会への参加、推進委員の活動の点検・評価といった項目が追加されます。こ

ここで、農業委員会による最適活動の推進について（通知）という文書を見ていただきたいと思います。農業委員会等に関する法律により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった活動を実施することとなっております。今までは、農業委員会全体の活動の目標等を設置していましたが、それだけに留まらず推進委員等が農地利用の最適化活動の成果目標と活動目標を設定し、点検・評価を行い、公表することになりました。さらに農業委員と農地利用最適化推進委員の適切な役割分担や、連携を図る必要があります。最適化活動や役割分担等の透明性を確保するため、最適化活動の実施状況や目標の達成状況を新たに公表することとなりました。

会 長

鳥取県農業会議の職員に来ていただき、説明していただくのはどうですか。突然、こういう文書を見せられても内容の理解が追いつきません。

事務局

国のほうで、農業委員会の活動が見えないという声があり、何とかして農業委員会の活動を見える化しようというので、公表という形で取り組みを推進されようとしています。それで公表の仕方を、新たに統一した様式に定めて、ホームページ等に載せるとというのが、今回出している書面です。色々変わっている箇所があり難しいのですが、とにかく様式に入れ込んでいかななくてはなりません。こうして、全国の農業委員会が共通の様式に入れ込んだものをホームページに載せて、見る人が見れば比較ができたり、色々なことができるようにするというのが、今の大きな流れとなっています。色々な意見等もあるかもしれませんが、基本的にはこれに沿ってやっていくというのが、上からの方針になっています。

それとは別に、農業委員会の活動記録簿もありますけれども、最適化活動を行った際には記載して、事務局に提出していただくということになりました。今までは事務局が案を出して、農業委員会が総会で意見等を出しあって目標を設定していたものが、今後は農業委員会事務局の案だけでは決定できず、推進員が活動目標を決めなければいけなくなったということです。そのために、最適化活動の目標の度合いを見るために、活動記録簿を毎月提出する必要が出てきたというのが大きな変更点となっております。ちなみに、スケジュールとしましては、令和4年度に限り、6月末までにホームページに公表するということになっています。

会 長 数字を書いて終わりという取り組み方ではいけないのは分かりますが、活動状況を見るためにあれをした、これをしたと書けというのもやりすぎと思います。

職務代理 農業委員の活動が見えないというのであれば、少しでも見えるように、そういうところで関わったことを示すほうがいいです。実際に調べてもらったり、事情を聴いてもらったりしているのですから、そのほうが、活動が見えるのではないのでしょうか。

会 長 上からの決定であっても、筋道をよく示さずに農業委員や農地利用最適化推進委員にこれをしなさいというのもどうかと思います。とにかく、この文書を見てもよく分からないから講習してくださいと、鳥取県農業会議に相談してみてください。

事務局 わかりました。今回の審議に関しては保留としまして、来月までに、鳥取県農業会議か県の経営支援課の方に講習会を依頼してみます。

会 長 内容を協議して、どのようにして取り組んでいくというような話を皆さんにしてくれなくては、これを見ただけではどうしていいか分かりませんので。一度講習をしてもらってから、若桜町として改めて協議させてもらうということにしたいです。

事務局 なお、令和4年3月3日付で鳥取県農林水産部農業振興監経営支援課長名義で出されている、「農業委員会による最適化活動の推進等について」という文書の中に、国や県が目指すスケジュールが載せられています。これによりますと、4月中に何らかの方針みたいなものを決めなければいけないというスケジュールになっております。また、今の話ですと、毎月の活動記録の提出等、色々言っているようです。大きな流れとしては来年度、1年間かけて活動し、年度が終わってから点検・評価をして、次年度に向けて進めていくというようなことを毎年続けていくというような流れになってくるのではないかと思います。そういうことで、来月にこの話もさせてください。

会 長 この件について、ほかに質問、意見等はありませんか。

6. その他	委員	(特になし)
	会長	その他の事項です。
		●次回定例会で、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和4年度の最適化活動の目標の設定等(案)について研修を行う。 ●次回定例会は、4月12日(火)9:00~に決定。
	会長	以上で、令和3年度第12回の定例会を終了します。